

消費税

インボイス制度

Q&A

—令和3年10月からの登録申請に対応！—



はじめに

事業者が納付するべき消費税の額は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除して計算します。

消費税は、申告納税手続きを行う事業者を通して、実質的に消費者が税を負担することが予定されている間接税ですから、仕入税額控除による税の累積の排除が確実に行われなければなりません。売上げに係る消費税額と仕入れに係る消費税額とは、車の両輪の関係にあり、そのいずれもが正しく把握されてこそ、納付すべき税額の適正な算定が可能となります。

仕入税額控除は、諸外国ではインボイス制度が標準であり、日本の消費税も、令和5年10月1日より、**適格請求書等保存方式**という名称の**インボイス制度**となります。

適格請求書等保存方式は、事業者登録を基礎としており、消費者、免税事業者又は国税庁の登録を受けていない課税事業者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。事業者においては、事務負担が増加するのみならず、実質的な税負担が生じることも想定され、実務への影響は、相当に大きいと考えられます。

本冊子は、15のQ & Aによって、適格請求書等保存方式のしくみを解説するものです。新しい制度の全容を短時間でご理解いただけるように、簡潔に整理しています。ご活用いただければ幸いです。

目次

1	インボイス制度（適格請求書等保存方式）の概要	2
2	適格請求書発行事業者の登録の手続き	4
3	適格請求書発行事業者の登録申請の時期	6
4	免税事業者が登録を希望する場合の手続き	8
5	適格請求書発行事業者の義務と禁止事項	10
6	適格請求書の記載事項と消費税額等の端数処理	12
7	記載事項の誤りの訂正	14
8	適格請求書の控への保存	16
9	農協特例と媒介者交付特例	18
10	仕入税額控除の要件	20
11	適格請求書等の保存を要しない取引	22
12	免税事業者からの仕入れの経過措置	24
13	売上税額の計算方法	26
14	仕入税額の計算方法	28
15	経理処理のポイント	30

※ 本冊子の内容は、令和3年6月1日現在の法令等に基づいています。

1

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の概要

Q

インボイス制度とは、どのようなものですか？

A

インボイス制度は、事業者登録を基礎とする仕入税額控除のしくみです。登録事業者には、インボイスを交付し、その写しを保存する義務があり、仕入れを行う事業者においては、インボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。

解説

1 仕入税額控除

消費税は、消費者が行う消費に負担を求める税ですが、申告・納税を行うのは財やサービスを提供する事業者であり、消費者に対する売上げに限らず、原則として、事業者が行うすべての売上げを課税の対象としています。

そのため、事業者は、商品の流通において取引のたびに課税された税が累積しないように、前段階の税額を控除（仕入税額控除）して納付すべき税額を計算します。

納付すべき消費税額

=

課税売上げに係る消費税額
(売上税額)

-

課税仕入れ等に係る消費税額

仕入税額控除

仕入税額控除は、帳簿及び請求書等の保存が要件です。仕入れの事実と内容が確認できるように、それぞれ記載事項が定められていますが、現行の区分記載請求書等保存方式においては、請求書等は、事業者間で通常交わされる納品書、請求書、領収書等が想定されています。

2 請求書等保存方式からインボイス制度へ

令和元年10月1日に軽減税率が導入され、売手が課税売上げに係る税額を計算する税率と買手が控除税額を計算する税率とを一致させる仕組みとして、インボイス制度が必要となりました。インボイス制度は、事業者の事務負担を考慮して、軽減税率の導入から4年の期間をおいた令和5年10月1日に実施されます。

3 インボイス制度は事業者登録が基礎

インボイス制度（適格請求書等保存方式）は、事業者登録制度（適格請求書発行事業者登録制度）を基礎としています。保存する請求書等は、登録事業者（適格請求書発行事業者）から交付を受けたインボイスでなければなりません。登録ができるのは、課税事業者に限られています。

インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の請求書等の記載事項に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」を追加したものが記載された書類やデータをいい、登録事業者には、課税事業者である買手からの求めに応じ、インボイスを交付し、その写しを保存する義務があります。

売 手	買 手
●インボイスを交付し、その写しを保存する義務	●帳簿及びインボイスの保存が仕入税額控除の要件

4 「納税の義務」と「控除の権利」

免税事業者や消費者はインボイス制度の登録事業者となることができないため、これらの者からの課税仕入れは、仕入税額控除の対象となりません。

現行制度との違いは、この点が大きいといえます。現行制度では、課税仕入れを行う事業者（買手）において、相手方（売手）が課税事業者であるか免税事業者であるかを知る方法はありません。したがって、売手が消費税の申告納税をしているかどうかにかかわらず、仕入税額控除を行います。そこで、消費税のしくみとしては、免税事業者からの仕入れについて、「納税なき控除」が問題となります。

しかし、インボイス制度では、インボイスが、「売手はその取引に係る消費税を申告納付する証拠」として機能し、売手による納税義務の履行を前提に、買手における控除の権利が確保されることとなります。

区分記載請求書等保存方式（現行）	インボイス制度（令和5年10月1日以後）
●仕入先が免税事業者であっても、請求書等を保存して仕入税額控除を行う	●登録事業者が発行したインボイスの保存が要件 ●免税事業者からの仕入れは仕入税額控除の対象外

（注）次ページ以降では、インボイスを正式な名称である「適格請求書」と表記します。

2

適格請求書発行事業者の登録の手続き

Q

適格請求書発行事業者の登録は、どのようにして行うのですか？

A

登録には、登録申請書の提出が必要です。課税事業者であることが登録の要件です。

解説

1 適格請求書発行事業者

「適格請求書発行事業者」とは、自ら税務署長に申請をし、適格請求書を交付することのできる事業者として登録を受けた事業者をいいます。

2 登録の要件

「適格請求書発行事業者」の登録は、課税事業者であることが要件です。

また、消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者は、登録を受けることができません。

3 申請書の提出と登録の通知

登録事業者になろうとする事業者は、所轄税務署長に対して、登録申請書（適格請求書発行事業者の登録申請書）を提出します。

事業者から、登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録の要件を満たすことを確認し、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を通知します。

4 e-Taxによる申請

国税庁は、e-Taxによる申請を推奨しています。

e-Taxで申請する際に「登録通知書の電子通知」に同意する[※]と、登録とほぼ同時に、登録通知がメッセージボックス内に格納され、1,900日間保管されます。

[※] 「本申請に係る通知書等について、電子情報処理組織（e-Tax）による通知を希望します」と表示されるので、チェックを入れてください。

また、事前に登録したメールアドレスに、登録通知がメッセージボックス内に格納された旨を知らせるメールが送信されます。関与税理士のメールアドレスをあわせて登録しておけば、事業者と関与税理士の双方にメールが送信されます。

登録通知の電子データには、税務署による認証が付されているため、改ざんのないデータであることが確認でき、取引先に対しても、メールに登録通知のデータを添付して連絡することができます。

また、書面通知と同様の形式で印刷することができます。

5 事業を廃止した場合

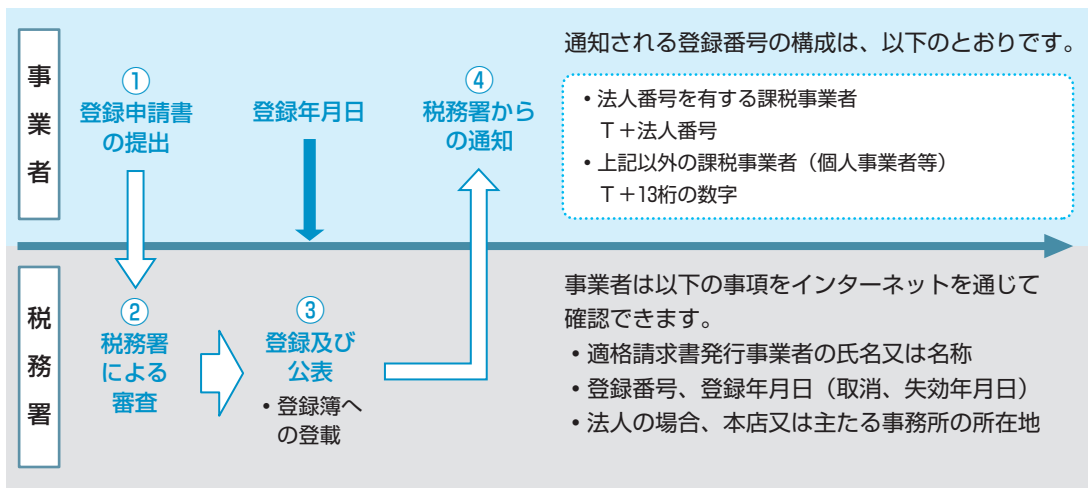
適格請求書発行事業者が事業を廃止し、事業廃止届出書を提出した場合は、事業を廃止した日の翌日に登録の効力が失われます。

6 登録の取消し

税務署長は、次の場合に適格請求書発行事業者の登録を取り消すことができます。

登録の取消し事由
<ul style="list-style-type: none">● 1年以上所在不明であること● 事業を廃止したと認められること● 合併により消滅したと認められること● 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと

■ 適格請求書発行事業者の申請から登録までの流れ



（国税庁「消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます」（令和2年6月改訂）を加工）

3

適格請求書発行事業者の登録申請の時期

Q

申請書は、いつ提出すればいいのですか？

A

令和3年10月1日から令和5年3月31日までの間に申請書を提出すれば、適格請求書等保存方式のスタート時から登録事業者となることができます。

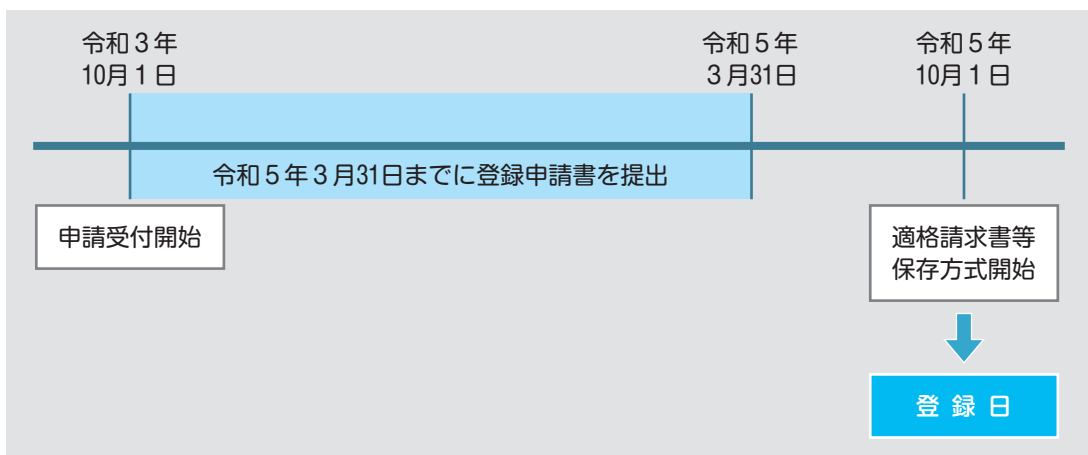
解説

1 申請の受付開始

適格請求書発行事業者の申請の受付は、令和3年10月1日に開始されます。

2 令和5年10月1日に登録を受けようとする場合

適格請求書等保存方式がスタートする令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、令和5年3月31日までに登録申請書を所轄税務署長に提出する必要があります。



(注1) 令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき「困難な事情」がある場合において、令和5年9月30日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされます。「困難な事情」については、その困難の度合いは問いません。

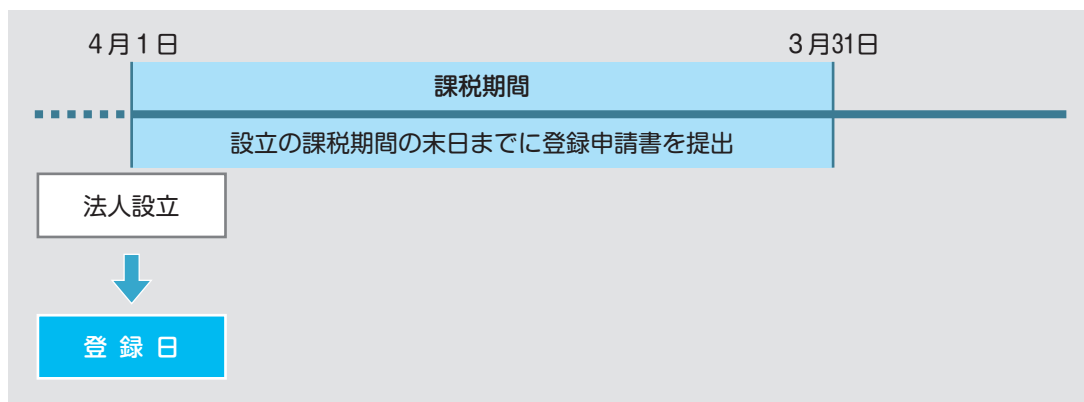
(注2) 特定期間における課税売上高が1,000万円を超えたことにより課税事業者となる場合は、「令和5年3月31日」は、「令和5年6月30日」に読み替えてください。

3 新設法人等の登録時期の特例

新たに設立した法人が、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を、事業を開始した日の属する課税期間の末日までに提出して登録を受けた場合には、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなされます。

新設合併、新設分割、個人事業者の新規開業等の場合も同様です。

■ 課税期間1年（3月決算）の法人を令和6年4月に設立した場合の例



4 登録の効力

登録の効力は、通知の日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登載された日（登録日）に発生します。

登録日から通知を受けるまでの間の取引について、既に請求書を交付している場合には、通知を受けた後、適格請求書の記載事項を満たした請求書を改めて相手方に交付する必要があります。

(注) 先に交付した書類等と明確に関連付けて、登録番号等の適格請求書の記載事項として不足する事項を通知する方法によることもできます。



令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります

4

免税事業者が登録を希望する場合の手続き

Q

免税事業者が登録を希望する場合は、どうすればいいのですか？

A

免税事業者は登録することができません。原則として課税事業者を選択して登録申請を行う必要があります。

解説

1 免税事業者の登録

免税事業者は、適格請求書発行事業者になることはできません。

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を希望する場合には、課税事業者を選択しなければなりません。

2 令和5年10月1日の属する課税期間に登録する場合

課税事業者の選択は、課税事業者選択届出書を提出して行いますが、令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、課税事業者選択届出書の提出を不要とする経過措置が設けられています。

令和5年3月31日までに登録申請書を提出すれば、登録拒否要件に該当しない限り、令和5年10月1日に登録され、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者である課税事業者となります。

